

**第250回官民競争入札等監理委員会  
官民競争入札等監理委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果**

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業について、本委員会運営規則第3条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

**○評価（案）について**

（1）「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。

- ・ 経済産業省／経済産業省企業活動基本調査
- ・ 経済産業省／情報通信業基本調査
- ・ 経済産業省資源エネルギー庁／平常時及び緊急時における石油需給動向等調査
- ・ 厚生労働省／社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査
- ・ （独）国民生活センター／（独）国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業
- ・ （国研）産業技術総合研究所／国立研究法人産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務

（2）引き続き民間競争入札を実施するとされた事業

- ・ 海上保安庁／電子海図システム管理装置ほか一式借入保守
- ・ 厚生労働省／教育訓練講座受講環境整備事業

以上